

觀音寺市公共下水道処理施設維持管理業務

仕 様 書

觀 音 寺 市

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、観音寺市が設置した観音寺市下水浄化センター及び観音寺第1ポンプ場（一の谷川水門を含む。）・観音寺第2ポンプ場（南部ポンプ場を含む。）・マンホールポンプ（3カ所）・瀬戸町排水ポンプ場（以下「浄化センター等」という。）の性能発注に基づく、包括的な運転管理業務（以下「業務」という。）委託に当たり、適切な運転による一定の性能の確保及び効果的な運転・維持管理を行うために必要な事項を定めるものである。性能発注とは、受託者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮できれば、施設の運転方法の詳細等について裁量に任せるという考えに基づくものであり、受託者が実績と経験及び創意工夫をもって組織的に業務を遂行し、提供を受ける市民の下水処理サービスの水準を確保することを目的とする。

(業務の遂行)

第2条 業務は観音寺市長（以下「甲」という。）が行うものを、受託者（以下「乙」という。）が代行するものであるから、特に、厳選し業務を円滑に遂行するとともに、施設の設置目的を十分達成できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書、その他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 乙は、業務に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

3 業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間とする。

(業務の公共性)

第3条 業務は公共性使命が大であり、施設の運転を停止することができない特殊性のため、常に維持管理における努力を怠ってはならない。

(業務の範囲及び業務内容)

第4条 業務委託の範囲及び内容は、本仕様書第2章に定めるとおりとする。

2 浄化センター等の再構築等に伴う業務の変更、及び追加がある場合は、甲と乙が協議し定める。

(業務管理)

第5条 乙は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。

3 乙は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり創意工夫し、設備の予防保全を行わなければならない。

4 乙は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように社内の組織を確立しなければならない。

5 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを要求することができる。

(監督員の選任及び権利)

第6条 甲は、監督員を定め、監督員の権限は次のとおりとする。

- (1) 契約の履行について総括責任者との協議
- (2) 業務計画書の承諾又は協議
- (3) 検査及び監督業務他

(総括責任者、副総括責任者及び主任の選任)

第7条 乙は、総括責任者、副総括責任者及び主任を定め、氏名その他の必要な事項を書面で甲に通知することとし、変更したときも同様とすること。

- 2 総括責任者は、下水道処理施設全般に精通し、合流式下水処理場の維持及び管理する経験を10年以上有し、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項の有資格者又は下水道処理施設管理技術認定（処理施設）者で、公共下水道処理施設において管理責任的立場として5年以上の実務経験を有する者とする。
- 3 副総括責任者は、下水道処理施設全般に精通し、合流式下水処理場の維持及び管理する経験を7年以上有し、下水道法第22条第2項の有資格者又は下水道処理施設管理技術認定（処理施設）者で、公共下水道処理施設において管理責任的立場として3年以上の実務経験を有する者とする。
- 4 主任は、下水道処理施設全般及び各専門分野に精通し、下水道処理施設運転管理の各技術者（機械・電気・水質・ポンプ場）として必要な資格を有し、下水道法第22条第2項の有資格者又は下水道処理施設管理技術認定（処理施設）者とする。

(従業員の職務と構成)

第8条 従業員の職務と構成の基準は次のとおりとする。

(1) 総括責任者

- ①甲と密接な連絡をとって意志疎通を図り、業務の適切かつ円滑な遂行を図ること。
- ②現場の最高責任者として、乙の従業員の指揮・監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- ③契約書・仕様書・完成図書・その他関係書類により業務の目的や内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密な連絡をとり業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
- ④設備や管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。
- ⑤その他総括的な職務を行うこと。

(2) 副総括責任者

総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合は業務を代行すること。

(3) 主任

機械・電気・水質・ポンプ場の高度な技術を有する者で、リーダー的な業務を行うこと。

(4) 技術員

基礎的な技術を有し、保守点検業務・運転監視等の業務を遂行できること。

(5) 技能員

運転操作・水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務ができること。

(6) その他の従業員

必要に応じ事務の補佐、技能員の補佐及び清掃等の簡易な業務を行うこと。

- 2 乙の従業員の構成は、総括責任者1人、副総括責任者1人以上、主任4人以上を確保し技術員、技能員及びその他の従業員数は運転管理業務に支障を与えない必要人数を決め確保すること。
- 3 緊急時や重大トラブルに際し、二次災害等を防ぐため対応できる体制を確保すること。

(従業員の管理)

第9条 乙は、従業員の労務管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、業務上危険性を伴う作業については定期的に安全教育を実施し、常に労働安全の指導と意識の高揚を図るとともに、事故の未然防止に努めなければならない。

3 乙は、従業員の保健衛生面の管理を十分に行わなければならない。

4 乙は、従業員の制服を統一し清潔に保つように努め、名札等で乙の従業員であることを明らかにしなければならない。

(従業員の承認及び取り消し)

第10条 乙は、業務遂行上の組織体制や業務に従事する者の氏名、職務区分、勤務体制等をあらかじめ甲に書面で申請し、承認を受けなければならない。異動がある場合も同様とする。

2 甲は、前項の従業員について業務上不的確と認めた場合は、文書又は口頭で承認を取り消すことができる。この場合において、乙は当該従業員を速やかに業務場所から異動させ、直ちに甲に代行者の申請をして承認を受けた後、代行者を業務に従事させなければならない。

(有資格者)

第11条 業務履行上で必要な資格者については、特記仕様書第4条に記載するとおりとする。

(業務実施計画書及び業務完了報告書等)

第12条 乙は、年間及び月間の業務実施に関する計画を甲に提出しなければならない。業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 乙は、前項の当該年及び月の業務実施計画書に基づき業務を完了したときは、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、契約業務を完了したときは、浄化センター等施設管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

(業務記録等の整備)

第13条 乙は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務報告書等)

第14条 乙は、本仕様書第3章に定めるところにより運転監視、設備点検、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全教育)

第15条 乙は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、浄化センター等施設の安全に関する必要な知識及び技能に関する教育を実施しなければならない。

2 乙は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実施指導、訓練を行わなければならない。

3 本条第1項及び第2項については、実施計画書及び実施報告書を保存しなければならない。

(緊急事態発生時の措置)

第16条 乙は、大雨、台風、地震、事故、感染症等により運転操作上重大な支障が生じた場合に備え危機管理マニュアル及び業務継続計画を作成しなければならない。

- 2 乙は、大雨、台風、地震により浄化センター等に被害のおそれがある場合又は緊急事態の発生に備え、勤務外の従業員を非常招集できる体制を確立し、そのおそれがある場合には速やかに配置に付かなければならない。
- 3 緊急事態発生や事故及び運転操作上重大と思われる事由が発生した場合、速やかに甲に連絡を取り、後日書面をもって報告しなければならない。

(業務検査)

第17条 乙は、月間及び業務契約を完了したときは、甲の業務完了検査を受けなければならない。

(火災の防止)

第18条 乙は、浄化センター等の火災を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(浄化センター等施設の一般管理)

第19条 乙は下水道法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、労働安全衛生法等の法令、規則及び規準の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、浄化センター等の安全、保全等について十分注意を払わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第20条 乙が、業務遂行上必要とする設計書や図面（完成図書）、工具等は甲が現有する範囲で貸与する。

- 2 点検整備及び簡易な修理に使用するカメラ・安全対策器具類については、乙の負担とする。

(整理整頓)

第21条 乙は、施設建物及びその周辺について常に清潔を保ち整理整頓を心がけなければならない。

(諸室等の自主管理)

第22条 乙は、浄化センター等施設の一部を使用する場合には、甲の承認を受け、乙の責任において管理を行わなければならない。

(甲が負担する物品等)

第23条 業務に要する次に掲げる物品等は、原則として甲の負担とする。

- (1) 光熱水費（電力・水道）、テレメーター通信費。
- (2) 燃料費（A重油・プロパン）。ただし、給湯用の灯油は除く。
- (3) 修繕用交換部品(防食材を含む。)。ただし、消耗品的な物は除く。
- (4) 分析用測定機器及び測定器具（労働安全器具等は除く。)
- (5) エアレーションタンクに使用するポリ硫酸第二鉄及びPAC
- (6) 作業機器及び備品工具（備品になる物）
- (7) その他、甲が認めたもの

(乙が負担する物品等)

第24条 甲が負担するもの以外は、乙の負担とする。

第2章 業 務

(業務の対象施設)

第25条 業務の対象施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 観音寺市下水浄化センター | 観音寺市瀬戸町四丁目2番11号 |
| (2) 観音寺第1ポンプ場 | 観音寺市観音寺町甲2583番地2 |
| (3) 観音寺第2ポンプ場 | 観音寺市観音寺町南町一丁目4番2号 |
| (4) 南部ポンプ場 | 観音寺市観音寺町南町一丁目4番2号 |
| (5) マンホールポンプ(3カ所) | 観音寺市坂本町地内 |
| (6) 一の谷川水門 | 観音寺市観音寺町甲2583番地2地先 |
| (7) 瀬戸町排水ポンプ場 | 観音寺市瀬戸町四丁目 |

(施設の設計概要)

第26条 業務の対象となる施設の設計概要は、特記仕様書第2条に記載するとおりとする。

(業務範囲)

第27条 業務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 運転及び運転監視業務
 - ①下水処理施設の各機器の運転制御
 - ②下水処理施設の監視及び記録
 - ③下水処理施設の各種機器の巡視点検及び巡回点検
 - ④下水処理施設の各種機器の調整及び整備
 - ⑤帳票及び台帳(設備、貸与品、薬品等)整備
 - ⑥その他業務上必要な諸作業
- (2) 保守点検業務
 - ①水処理施設の各設備機器の定期点検及び保守
 - ②汚泥処理施設の各設備機器の定期点検及び保守
 - ③下水処理施設の各種機器の簡易な修繕及び塗装
 - ④電気設備の点検及び保守(A重油タンク含む)
 - ⑤スクリーンかす・沈砂・脱水汚泥の運搬及び立会い
 - ⑥専門業者点検整備の立会(計装設備・自家用電気工作物・防火設備等)
 - ⑦上記点検結果の記録及び報告書作成
- (3) 分析業務
 - ①運転管理上で必要となる定期的な水質分析及び汚泥分析
 - ②異常時における分析
 - ③水質測定計器の校正
 - ④その他、甲が指示する水質検査
- (4) 設備機器修理業務
 - ①浄化センター等施設の設備機器の機能・性能の回復
 - ②記録及び報告書の作成
- (5) 浄化センター等の見学者への施設説明業務
- (6) 浄化センター等の施設及び運転に関する調査依頼の回答業務
- (7) その他、甲が指示する業務

(調整及び交換)

第28条 乙は、各機器が正常に作動するように調整及び交換に努め、調整及び交換後は報告書

を提出するものとする。

2 乙は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器の消耗品の交換・調整、オイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) 制御に関する機器の点検・調整及び部品交換

(応急的な補修)

第29条 乙は、整備点検により発見した不良箇所若しくは故障の発生した破損箇所のうち、現場での補修可能な軽微なものについては補修、塗装等を実施し、作業終了後に写真等を添付し報告しなければならない。

(業務対象外)

第30条 業務の対象外は、原則として仕様書・特記仕様書に記載なき事項とする。

2 明確に業務対象の区別ができない場合は、甲乙協議の上調整する。

(異常及び故障の連絡)

第31条 乙は、浄化センター等に異常又は故障を発見した場合は、直ちに故障の発生や状況を把握し、現場で修理可能なものについては補修し、作業終了後に報告しなければならない。

(維持管理業務要領)

第32条 乙は、業務の履行に当たり第4章に定める維持管理業務要領により行うものとする。

第3章 記録及び書類等

(業務書類等)

第33条 乙は、契約締結後、業務の履行に当たり定められた期限内に次の書類を提出しなければならない。

- ①総括責任者選任届・副総括責任者選任届・主任選任届
- ②従業員名簿、職務区分
- ③組織体制表
- ④有資格者名簿
- ⑤緊急事態、非常呼び出し体制及び連絡表
- ⑥緊急体制表
- ⑦その他甲が必要とする書類

(計画書・報告書)

第34条 乙は、業務の履行に当たり、次の各項に規定する書類を当該各項に定められた期間内に提出するものとする。

2 乙は当該月に係る業務計画書として、次に掲げる実施計画書を前月末までに提出すること。

- ①運転業務実施計画書
- ②保守点検業務実施計画書
- ③分析業務実施計画書
- ④その他当該月において実施を予定している業務に関する計画書

3 乙は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を当該月の翌月のおおむね7日までに提出すること。

- ①前項①～③の業務実施計画書の実績に関する報告書

- ②前項④において実施した業務実績に関する報告書
 - ③当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書
 - ④運転管理月報
 - ⑤設備・補修月報及び故障時緊急対応措置報告書
 - ⑥水質の分析結果報告書
- 4 乙は、契約期間の各年度の終了毎に浄化センター等施設管理状況報告書を当該年度の終了後14日以内に提出するものとし、次の報告書等を添付すること。
- ①契約年度の下水処理施設管理状況報告書（考察・所見等）
 - ②運転管理年報（水質検査を含む。）
 - ③定期点検報告書
 - ④緊急等対応・措置年報

第4章 維持管理業務要領

この要領は、浄化センター等に係る施設の維持管理業務に関し、必要な項目を定めるものである。

（維持管理計画）

第35条 浄化センター等に係る施設の維持管理業務は、「下水道維持管理指針」（公益社団法人日本下水道協会発行）（以下「維持管理指針」という。）を参考に維持管理計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。維持管理計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとする。

- （1）運転業務計画書
 - （2）保守点検業務計画書
 - （3）分析業務計画書
 - （4）定期修繕計画書（簡易な修繕）
- 2 維持管理計画は、浄化センター等の水処理及び汚泥処理等の管理状況、設備機器の整備状況、周辺環境保全（臭気・騒音等）を十分把握し、立案しなければならない。
- 3 維持管理計画書は、監督員の承諾を受けるものとする。
- 4 維持管理計画書を変更する必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。

（運転業務の要領）

第36条 乙は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。

- 2 運転対象範囲は、浄化センター等に設置されている機器とする。
- 3 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び性能を熟知し、日常はもちろん故障時等においても迅速かつ適性に処置を行わなければならない。

（巡視点検）

第37条 浄化センター等の巡視点検は、「下水道施設維持管理積算要領」（公益社団法人日本下水道協会発行）により、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

- 2 巡視点検の項目については、乙が維持管理指針及び自らの経験等により定める。
- 3 巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音・振動・臭気・過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

- 4 巡視点検結果は、前項に規定する機器の状態等について記録しなければならない。なお、巡回点検により異常を発見した場合は速やかに適正な措置を講ずること。

(就業の制限)

第38条 労働安全衛生法等法令で定める機器の運転や危険物の取扱い等にあたっては、有資格者が立ち会わなければならない。

(災害時)

第39条 乙は、二次災害のおそれがある場合には適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

(異常時の措置)

第40条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、監督員に報告を行うとともに、対処しなければならない。

(保守点検業務の要領)

第41条 浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検や測定及び調査をおこなうものとする。

- 2 保守点検の対象施設・設備は、公募型プロポーザル実施要項 別紙-1（施設概要）に記載するとおりである。
- 3 保守点検の内容や頻度は、維持管理指針及び乙が自らの経験等により定めること。
- 4 乙は、仕様書や特記仕様書に定めるもののほか、業務に関する法令その他関係書類を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたらなければならない。
- 5 乙は、設備の構造や動作特性、管理状況及び性能を熟知し、日常はもちろん故障事故時においても迅速かつ適性に処置を行わなければならない。
- 6 有資格者を必要とする作業・点検は、有資格者を配置しなければならない。
- 7 乙は、設備の状態や点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。

(保守点検業務の報告等)

第42条 保守点検において、異常を発見した場合は速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真を貼付し、報告しなければならない。

- 2 保守点検により浄化センター等施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、直ちに監督員に連絡し、協議して対処すること。

(物品管理調達業務の要領)

第43条 物品管理業務は、次のとおりとする。

- 2 浄化センター等の運転管理に要する消耗品等の調達及び管理
- 3 物品は、適正な品質や規格のものを調達し、常に在庫を把握するとともに在庫不足により設備機器運転に影響がでないようにしなければならない。
- 4 乙は、納入品及び数量を物品管理報告書に記録しなければならない。

第5章 その他

(廃棄物の処分等)

第44条 本業務遂行により発生する廃棄物の運搬・処分は、各号に基づき行うこと。

- (1) 各施設から発生する沈砂・し渣等は、甲が運搬及び処分を委託している搬出用コンテナに入れるものとし、搬出作業は相手方と協力して行うこと。
- (2) 脱水ケーキの搬出は、甲が運搬及び処分を委託している業者と協力すること。
- (3) その他発生する廃棄物の処分については、甲の指示によるものとする。

(雑則)

第45条 本仕様書に記載されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識的な判断に基づいて行わなければならない。

- 2 監督員が運転等に係る資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義)

第46条 本仕様書に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(休日等の連絡)

第47条 乙は、甲の休日及び時間外に異常を発見した場合又は市民からの苦情等の連絡を受けた場合は、以下の内容について監督員に連絡し、協議しなければならない。

- (1) 発生・発見の時刻や状況、対応の有無
- (2) 措置、指示事項、その他

(事業実施におけるリスクマネジメント)

第48条 本事業における浄化センター等の施設について、下水道管理者としての責任は甲に帰属するが、本事業の範囲内における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、甲が責任を負うものとする。

(業務の引継)

第49条 乙は甲が定める期間を引き継ぎ期間とし、前任受託者から技術指導を受けることとし、これに要する費用を負担しなければならない。

- 2 乙は、契約期間終了の日から市が定める期間は、後任受託者に引き継ぎのため技術指導を行わなければならない。
- 3 消耗品は、原則として乙が受託したときの数量を後任受託者に、引継がなければならない。